

令和3年11月26日

香芝・王寺環境施設組合  
新ごみ処理施設建設調査特別委員会

(第9回)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和3年 第9回

香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会  
会議録

- 1 招集年月日 令和3年11月26日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
  - 5番 川 田 裕
  - 6番 河 杉 博 之
  - 7番 下 村 佳 史
  - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

香芝市市民環境部長 笠 屋 眞 一

香芝市都市創造部長 堀 本 武 史

事務局長 井 上 隆

- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

2 その他

8 開会 午後1時

(委員長 下村佳史) 新ごみ処理施設建設調査特別委員会を特別  
委員会条例第8条の規定により招集いたしましたところ、委  
員各位には何かとご多用中の中、出席賜りましてありがとう  
ございます。

続けて行きます。第9条に基づき王寺町より欠席届が出て  
いますので、事務局にその内容についてお願いいたします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 事務局長。

(事務局長 井上隆) 王寺町の委員さんで松岡委員、鎌倉委員、  
幡野委員、中川委員より欠席届が出ております。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。ということで、出  
席委員は4名で。

(委員 川田裕) 議事進行。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 今、欠席のご報告を受けたわけですが、その理  
由としては何なんでしょうか。副管理者も理事者の方もです

が、委員の方も全員来られておられませんので、その理由をちょっと明らかにしていただけますか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 欠席理由といたしましては、組合運営について香芝市と王寺町の合意形成ができないことから、自治紛争処理委員への調停の準備を進めているため、という理由をいただいております。で、同様の理由で、副管理者平井町長と南部長よりも欠席届をいただいております。

(委員 川田裕) ありがとうございます。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 地方議員紛争委員会というのと、これは本日はいわゆる我々も次第といいますか、出席要請をいただきましたときに、決算審査、前回に付託されておりました決算審査を行うという内容でありました。この理由と決算審査を欠席されるというのは、これは正当な理由に当たらないと、そのように考えておるわけですが、それはいかがですか。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) はい、・・・。

ちょっと休憩をいただいてもいいですか。

(委員長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(委員長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。川田委員。

(委員 川田裕) この場ですぐに解析というのもちょっと困難かもしれませんので、この後、委員の皆さんもお忙しい中、今日は参集いただきまして、今暫時休憩中にお聞きしましたら、本日に欠席の通知があったということで、正当な理由に当たるものであればこれは致し方ないわけですが、決して内容を今お聞きした限りは、正当な理由には値しない。まして、今日は決算審査のものでございますのでね。何ら合議事項なんかありませんので、最終的に表決を行って、その内容によってこの決算の認定について判断を賜るということでございますので、合意形成が行えないからという理由をもって正当な理由であると、まして公務優先の原理からいっても、これは我々としては正当な理由に当たるものではないと、このように考えます。

よって、今後解析の状況によって、委員長のほうから、そうでない場合は通知をいただきまして、そうじゃないんだということをご通知いただきたいとお願いを申し上げたいと思います。

(委員長 下村佳史) ただいま川田委員からのご指摘がありましたので、この理由が正当かどうか精査いたしまして、それで

その後に対処したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほども言いましたが4名で定足数に達しておりますので、香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議につきましては、報道機関による写真等の撮影を許可しておりますので、ご了承お願いいたします。

これより案件に入ります。質疑、答弁は簡素、明瞭をお願いいたします。案件1、令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。本案件につきましては、去る10月27日に開催されました香芝・王寺環境施設組合令和3年第3回定例会におきまして継続審議となり、本委員会に付託されたことから、本日ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

(委員長 下村佳史) 皆さん、お手元に資料がございますでしょうか。これより審議に入ります。審議のある方、ご発言をお願いいたします。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 本日もよろしく申し上げます。

前回、継続審査に至ってました。今その後、この決算内容をさらに精査をさせていただいたわけですが、何点か疑問がありますのでお答えいただきたい、このように思います。

まず、この分担金につきまして、分担金のその中に、これは詳細な内訳は決算書に書いとるわけですがけれども、この分担金の中に、焼却灰、いわゆるごみを焼却した後の灰、これの処分については今現在どのような方法で行われているのか、それをお答えください。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 中間処理後の焼却灰につきましては、今現在は香芝市、王寺町それぞれで灰の搬出処分をしていただいております。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 香芝市の事務担当者の方たちにもこのような状況、今どのようなものなのかつちゅうのは、ちょっとヒアリングさせていただいたり、お聞きもしてきましたんですが、前々から香芝市では、これは本来焼却灰というのはごみを焼却した後の灰ですから、最終的にはこれは組合でするんじゃない

のかということ再三組合のほうにも申し上げてきたという、その説明はちょっとお聞かせいただいたんですね。よくよく事務を総合的に考えますと、問題は規約に明確に書いてないということが最大の問題なんですけど、だから全て解釈で物事を行っていかなければいけないということは反省点はあると思うんですが、ただ焼却灰の所有権、これは昨日環境省にも聞いてきましたら、この所有権は組合なんだと、このようにおっしゃってるわけですね。それはその解釈で間違いないですか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 組合のほうで出しました灰につきましての占有権というのが、組合で持っているのかと考えております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) じゃあ、その占有権につきましては、結局組合の判断によってどのように処分を行うのか、こういうふうなものになってくると思うんですね。廃掃法の基準には「市町村は」ってこう書いてて、例えば収集、そして運搬、そして処分、この3つの大きな概念が分類をされていて、やれと、このようになってるわけです。一般的に読みましたら、明確に文字等で最終処分については各市町が行うんだということ

を明記されてあるといいんですけども、今回残念ながらこちらの規約にはそういうことを書いていない。だから、解釈によってやられてるのか、一般廃棄物処理計画、こちらでも香芝市が行いますよ、王寺町が行いますという明記はされてるんですけども、その根拠等が一切書かれていないということから、どんどん拡大解釈をしていけばということになってしまうと思うんですね、危険性があると。そして、安定性の問題もあると。そのことから考えると、今現在我々はこれは組合の事務だと、このようにも断定してもいいんじゃないかと、このように思っとなるわけですが、前々から香芝市さんは、組合に対してその旨を申し上げられてきたと。局長のほうにもそれはそういう意見が届いて、やられていたと思うんですよ。今すぐ、明日から入る、それはちょっとできないと思いますけど、今後どのようなことを取り組まれていくのか。国民経済の不利益っていうのもありますから、今のやり方だったら完全に不利益じゃないですか。1台のトラックで行けるところを、今だったら2台契約してるということになるでしょう、総合的に考えれば。だから、それを今後どのように改善、効率化、また国民経済の不利益を是正するのかという計画をちょっとお聞かせいただけますか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 今おっしゃられましたように、事務の集約化、スケールメリット等を考慮いたしまして、組合で処分を一本化する方向でというのは以前からそういうお話はございました。組合といたしましてもその方針で検討をしておりますので、今後構成団体である香芝市、王寺町と組合の三者で、早急に方法について協議を行う予定はしております。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 協議いただくのはいいんですけどね。聞いたところによると、香芝市は強く申し上げていたらしいんですけども、何か王寺町さんの都合で、ある特定の業者だけが、それがどうにもいかないんだというような理由から、それをできない理由をおっしゃっていたということを聞いているんですね。でも、これを普通考えれば、香芝市だったら今現在香芝市が10トントラックを買って、数多くの入札といいますか競争ができる、そういった体制は取られていたと思うんですね。ところが、王寺町さんに電話して聞きますと、10トントラックをってる会社が1社しかないんだと。だから、その旨随意契約を行ってるんだと。じゃあ、その1台しか持っていないという理由を持って随意契約の理由とされてるのですかと確認しますと、そうだというふうにおっしゃっていたということを、あまりにもちょっと不合理的なものがあってね。なぜ、焼却灰の占有というのは、これは本来だっ

たら財産と言っていいのかどうか分かりませんが、適切かどうか分かりませんが、占有権を持つてるというのは、これは確かですよ。

だから、それからいったら、それをどう扱うかというのは、じゃあ例えば今までの形態で来てたので、管理者がいきなりそうじゃないよとかはないと思うんですけどね。そのまま来てただけの話だと思うんですが、だけど今後はこういったことだから、不明確なところがあまりにも多過ぎまして、反省点としてはきっちりと物事を決めておかないと、やる前に決めとかないといろんな問題点も出てくるじゃないですか。だから、そのためにも早急に、組合の一元管理として何も分ける理由はないわけですから、こうして分担金が両方から入ってくるわけですからね。だから、それから考えたら、物理的な利益計算しても香芝市はやっぱり損してるなど、このように考えるわけでありませう。

それで、管理者、来年度の予算にはそのあたりの事務執行をやっていくというふうになれば、予算も上げていかなければいけないと思いますんで、何ですか、今契約が切れるのはいつなんですか。今、香芝市がやっておられる最終処分場まで運搬されている契約がされてますよね、業者さんと委託契約をね。内容はいいとしても、これの契約期間というのはいつまであるんですか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 令和4年10月までと聞いております。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 契約を破棄するっちゃうのはちょっと民法上のにも問題があるかなとも思いますので、それ以降はこういった不合理なと思えるような事務は改善いただきまして、やっていただきたいと思うんですけど、理事者、管理者はいかがですか。

(管理者 福岡憲宏) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) もともとの契約が令和元年頃に契約して、それが令和4年10月までというふうに私も聞いております。だから、組合としても11月からは組合業務とできるように三者で協議をしていきたいというふうに考えております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) それはよろしく申し上げます。

何だったら、地方自治法196条第2項に議会議決事項が決めれますので、焼却灰の取扱いについての議決事項を決定していてもいいかな、このように思います。いつまでたっても、これはちょっと考え違いとか調査不足もあるかもしれ

ませんが、業者の相手がいてるから、だからその関係があるからできないんだという理由は、これは非合理的であると思いますし、法律的にもちょっと抵触する可能性もあるかもしれませんので、そのあたりも踏まえてそこはお願いをしておきたいなと思います。まして、今回の決算書の中にも、そういった改善もなされていなかったということもありましてね。本来ここに載ってるはずの事務が載っていない。一般処理計画というのは、あくまでもこれはたしか廃掃法6条1項だったと思うんですけどね。そこに、一般処理計画に基づいて行うということで規定をされてたと思うんですが、だけど処理計画で決めてということになっても、事務権限というのがどこにあるかということの判断によって、何でもかんでもそこに書いたらそれが合法的になるかということはないというのは、昨日環境省のほうでもお聞きしてきたんですよ。それは当たり前ですよ。むちゃくちゃなことを書けば、そんなん何ぼ法律で計画に書けということになっても、何を書いてもいいということではありません。あくまでも規定の範囲内における法権的、直接的な解釈によってやっていくということでもありますのでね。そのあたりも、処理計画の策定についても合理的にやっていただかない限りは、どちらが事務分担になるかというところは、あくまでもこれは明確にしていけないといけませんし、そこが中途半端だから、どっ

ちが負担するんだとか、そういった問題になるわけでありまして、そこは絶対的に改善をしていただきたいと申し上げておきます。

それと、もう一点お聞きしたいのは、これは今回大きく前回の継続審査になった理由でもあるわけですが、もともと、そもそも論なんですけど、そもそも特別公共団体、これも廃掃法の9条の4の中には、住民の環境保全等を守っていくということと、そしてそれを増進していくという、この2つの目的が書かれてあるわけですね。これを努める、努力義務ではありません、これは。これも昨日確認してきましたが、これは配慮しなければならないということで、配慮事項は「やりなさい」になってるわけですよ。それから考えると、焼却場を今度建設しますよ、それに係る、例えば周辺道路の整備でありますとかその他もろもろ、住民の周辺地域の方たちとの配慮、これも必ず必要になってくるということから、事務責任というのはじゃあどこにあるのか。「設置者は」になりますので、設置者は組合なんですけど、だから9条4に係る事務の所管、権限を持つてるところ、これはどこかということとをまずお答えいただきたいと思います。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 今おっしゃられましたとおり、廃掃法9条

の4では、一般廃棄物処理施設の設置者は周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとするところをございまして、設置者というのは当然組合でありますので、組合が義務、責任を負うべきだと考えております。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) それはそうですよね。それは環境省さんのほうもおっしゃってましたけどね。そうすると、前回またその前回の数回の審議の中で、副管理者さんから、これは香芝市にあるものを香芝市でやるんだと。王寺町は王寺町でやるんだと、このようにおっしゃってまして、それは誰が決めたんだ、ましてそれは何の法権限で決めてるんだ、このような疑義があったわけですね。だけど、数度お伺いしましたが、そういう意味が分かるような回答が何も今まで一回もないわけですね。こちらからもいろんな環境省さんに聞いたりとか、いろんなところの解釈を述べていきたいわけですが、今現在これは今おっしゃったように、その権限という9条の4の権限自体は、設置者ですから組合になるわけですね。そういった、だから組合になるから配慮義務があるので、住民との合議協定、協定の話を行ったりとか、相手の、もうそれだったら反対だと。ここに焼却場を建ててくれるな、いろんな交渉の中で最終的に折り合いがついた場合には、それは合意事項として協定書、もしくは覚書とかそういったものを書いてい

くわけですよ。ところが、その義務は、これは組合にあるわけでしょう、それは。やらなければいけない事務の責任つちゅうのは。香芝市にないですよ、それは。地方自治法でも、組合が設立されたと同時に、それまで行っていた事務の権限は消滅すると。このように自治法でははっきり明記されているわけですね。だから、そういった施設を建設するに関連する、そういった配慮事項の事務、これの権限はどこにあるのかっていうのを教えてください。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 廃掃法に基づきまして、その義務がございますので、当然権限も持っていなければ行えないと考えております。

(委員 川田裕) どこにある。

(事務局長 井上隆) 組合であると思っております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) そうですよ。組合にしか考えられないんですね。ということは、前回王寺町長がおっしゃった香芝市にあるものは香芝市、王寺町にあるものは王寺町と、こうおっしゃいましたが、組合の法人の事務範囲というのは免責はどこになるわけですか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 周辺地域の生活環境の保全増進に関わる全てについてあると思います。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) もう一度、聞き方が悪かったと思うので。

(事務局長 井上隆) すみません。

(委員 川田裕) もう一度お聞きしますが、構成団体は香芝市と王寺町両方でやっていますよね。じゃあ、特別公共団体の免責はどの範囲を指すのか、よろしくお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼しました。ちょっと前言を撤回させていただきます。

構成団体である香芝市、王寺町に関わる権限を持っているものと考えております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 事務範囲は両方で免責を持って、一部事務組合の権限があると、こういう解釈ですね。それだったら、ここから下は香芝市で上は王寺町があるわけですけども、南北で割って、北は王寺町が、下は香芝市がと、南はね。いう分け方ちゅう普通概念なんかないんですよ。全体を共同事務と

してやっていくということが法律でも規定されておりますし、廃掃法の9条の4の及ぶ権限についても、その範囲内にあるということを経るわけですね。だから、王寺町長さん、副管理者さんがおっしゃっていたその意味っちゃうのは、いろいろ調べていきましたけど、そういうことを決めれる権限がないのに、誰がそんなことを決めたんだと。できないことを一個人が決められたからといって、それは有効として効力をなすのかという問題なんかも考えていきましたら、ないということなんですよ、どこで聞いても。ということは、何を勝手に決めて、香芝市にあるから香芝市でやれる、だからあえてもう一度お聞きしますが、その9条の4の中には、周辺地域と、こうあるわけですね。設置している焼却場の周辺地域とあるわけですね。その周辺地域というのはどこを指すわけですか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 構成団体であります香芝市、王寺町の美濃園の周辺の地域を指すものと考えております。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) いやいや、周辺地域というのは断定しとかなないと、どこと交渉していいかも分からないんじゃないですか。

今現在、周辺地域として取り扱ってるということは、どの地

域を指すわけですか。9条の4、配慮義務を要する周辺地域とはどの地域を指すのか。我々の解釈では、今までずっと長年、三十何年以上協議を行ってきたその周辺地域の4自治体の面積、そのあたりを周辺地域とするのではないかと、このように解釈してるわけですが、その解釈で間違いありませんか。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 委員のおっしゃる通りでございます。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) ということは、香芝・王寺という単位は関係ないんで置いときますが、一部事務組合、特別公共団体の法人の中において、法人の範囲内の中において、周辺地域というのは香芝市にしかないわけでしょう。ということは、周辺地域の配慮義務をやるということになれば全て香芝市が、副管理者の理論でいけば、全て香芝市が負担しなければならないんだと、このような論理に達してしまうわけであります。

よって理論破綻してると思いますんでね。だって、特別公共団体全体の中で、その地域が配慮義務を要する周辺地域にこれが該当するわけでありまして、そうなる香芝にあってから香芝といたら、周辺地域は香芝にしかないわけですから、だから全て香芝市が負担せしめられるという論理になっ

てしまいますよね、そこは。それはおかしいなど、このように思うわけですが、それは組合の認識をお聞かせください。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 美濃園の周辺地域でございますので、それが今香芝市内の4自治会でございますのは、当然組合で責任を負っていかなければならない地元であると考えております。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) 昨日聞いてきた内容と合致するので、納得をいたしました。

それからいけば、まあ、先日は担当者によって解釈がころころ変えられてはいけないという理由から、条例のほうはさせていただきまして、可決賜りました。そして、管理者には速やかにそれを公布いただきました。その結果において、あれはあくまでも過去の事例を算出して、こういったものに負担割合を行われてきてたということをただ明記をしただけのものであります。今後も、だから解釈が担当者が替わっても、そこの大切な負担割合の解釈は変わらないんだという意味であれを設けたわけでありますけれどもね。あの条例から鑑みますと、この決算書の中においても、本来負担割合とい

うものは、あの条例があろうがなかろうが、過去はそういう解釈で現在の規約は変わっていないので、その解釈でやってきてたわけですから、当然同じ解釈でやらないと、管理者、副管理者がまたは替わったからといって、その都度その都度変わっていたら混乱を招くおそれがありますので、載ってなければいけないと思うんですが、それがいろいろ見たら負担割合そのものは載っていないんですよ。

だから、我々としたらこの決算書に関しては、今後ちゃんと負担割合の予算もありますから、予算の計上をいただいたりとか、そういったところにも改善はいただけるものだと。条例も公布もされてますんで、そのように考えております。

しかし、この決算書に関しては、これは何も管理者の事務執行が悪かったと、そういう意味を言ってるわけじゃなくて、今後これを認めてしまうということは、負担割合がなかったてもいいんだと認めてしまうことになってしまいますので、だからその意味において、どうしても我々が考えた中では、これを認定することは今回はできないということなんです。だから、地方自治法の中では、決算の認定がなされなかった場合には、速やかにその処置を行って議会に報告をする。行われた場合にはその報告を行う義務があると、このように規定されておりますので、鋭意そういった方向に持っていただき、思いは何か意味不明に陥ってしまったけど、この

事務組合の事務の適正化に努めていただきたい、このように考えているわけであります。これに対しての答弁をいただくわけにもいきませんので、これについてはこちらの意見として申し上げ、私の質疑を終わります。

(委員長 下村佳史) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、審議を打ち切ります。

本案を採決いたします。お諮りいたします。認第1号令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声)

(委員長 下村佳史) 異議ありということですので、これより討論を行います。

まず、反対。はい、川田委員。

(委員 川田裕) 令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出の決算書の中身について反対の立場で討論を行います。

前回の特別委員会なんかも開催しまして、そして論点についていろいろご審議を賜り、そしてまたこの決算委員会においても継続審査とさせていただき、そしてまた本日審議による機会を与えていただきました。

しかし現在、本日は王寺町長さん、王寺副管理者をはじめ王寺町の委員さん全てがこの職務を放棄をなされ、出席をなされていないと。正当な理由だけ、いわゆる理由とは思えない理由で公務を行われないということは大変遺憾であります。よって、その内容も鑑みまして、全体からも必ずしもかみ合っておりませんが、負担割合というのは何も香芝市が得をする意味じゃなくて、公正、公平な共同事務としての負担割合を行うのは、これは当然のことであると、この考え方は我々には変わることはございません。よって、この決算内容についても、そのあたりの負担割合の記入がなされていないという理由から、今回は反対の立場で結論を出させていただきたいと思っております。

そして、先ほども申し上げましたが、この反対理由となるものにおいて措置された場合には、速やかに議会にご報告をいただけるという形の法律になっておりますので、速やかにその是正をいただきまして、お願いを申し上げ、今回は反対といたします。以上です。

(委員長 下村佳史) それでは、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ほかに討論はないと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。原案についてお諮りいたします。本案に賛成の方、起立を求めます。

(賛成者起立なし)

(委員長 下村佳史) 賛成少数と認め、認第1号令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については不認定といたします。

それでは続きまして、案件2、その他、委員または事務局から何かございませんか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) ないようですので、これで打ち切ります。

お諮りいたします。

本日の委員会報告作成は私に一任願えますか。

(異議なしの声)

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

異議なしということなので、これで新ごみ処理施設建設調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございます。  
した。

閉会 午後1時35分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和3年11月26日

香芝・王寺環境施設組合議会

委員長